所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公 告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月28日 静岡地方法務局浜松支局 登記官 飯野晃司

記

1 手続番号

第0804-2025-5110号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 湖西市大知波字上小路853番2の1